

平成 25 年 度 第 1 回

宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

会 議 次 第

日 時 平成 25 年 8 月 1 日 (木)
午後 4 時 30 分 ~
会 場 宇都宮市役所 14 階
14 A 会議室

1 開 会

- (1) 協議会の役割 . . . 資料 1
- (2) 委員紹介

2 議 事

- (1) 議決事項
 - ・ 議案第 1 号 宇都宮市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について
- (2) 市長からの諮問について
- (3) 報告事項
 - ・ 報告第 1 号 平成 24 年度国民健康保険特別会計の決算状況 (見込み) について
 - ・ 報告第 2 号 国保財政健全化に向けた平成 25 年度の主な取組について
 - ・ 報告第 3 号 平成 25 年度国民健康保険税の賦課状況について
- (4) そ の 他

3 そ の 他

4 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成25年7月1日現在

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	福田 久美子	市議会議員
	山本 正人	〃
	山口 ゆりえ	市商工会議所青年部 理事
	鹿野 順子	〃 女性部 理事
	吉田 利夫	市農業委員会 会長職務代理者
	山角 庸岐	公募委員
	吉澤 勝	〃
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師代	稲野 秀孝	市医師会会長
	吉田 良二	市医師会副会長
	齋藤 公司	〃
	菊池 進一	〃
	北條 茂男	市歯科医師会会長
	赤沼 岩男	市歯科医師会副会長
	廣田 孝之	市薬剤師会理事
第3号委員 公益代表	荒木 英知	市議会議員
	金沢 力	〃
	塚田 典功	〃
	岡地 和男	市社会福祉協議会 事務局 会長
	鈴木 逸朗	市民生委員児童委員協議会会長
	山口 裕	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会委員
	笹川 陽子	宇都宮共和大 教員専任講師
第4号委員 被用者保険等 保険者代表	栗田 昭治	全国健康保険協会 栃木支部 部長
	郷 孝夫	栃木県市町村職員共済組合 事務局 局長
	野中 貞明	栃木県トラック健康保険組合 常務理事

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
川中子 武保	保健福祉部長
須藤 浩二	保健福祉部次長
小久保 雅司	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
森岡 安夫	保健福祉部保険年金課長 1
大野 貴司	保健福祉部保険年金課長補佐
野 沢 努	保険年金課管理グループ係長
佐藤 雅俊	保険年金課国保給付グループ係長
高 栖 守能	保険年金課国保税グループ係長
阿 部 宏之	保険年金課収納グループ係長
中 村 正基	保険年金課滞納整理グループ係長
高 橋 善行	保険年金課管理グループ総括主査 2
小井川 雅美	保険年金課国保給付グループ総括主査
高 橋 英之	保険年金課国保税グループ総括主査
古 川 信也	保険年金課収納グループ総括主査
福 富 政男	保険年金課滞納整理グループ総括主査

- 1 書記長
- 2 書記

協議会の役割

- ・ 国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に設置される附属機関である。
- ・ 国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があったときは、審議して答申を行う。
- ・ 国民健康保険の運営について必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出する。

【参考】宇都宮市国民健康保険運営協議会に関する法令（抜粋）

国民健康保険法

第 2 章 市町村

（国民健康保険運営協議会）

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令

第 1 章 市町村

（国民健康保険運営協議会の組織）

第 3 条 国民健康保険運営協議会（第 5 条第 1 項及び附則第 1 条の 2 において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

宇都宮市国民健康保険条例

第2章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 7人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 7人
- (3) 公益を代表する委員 7人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

宇都宮市国民健康保険規則

第1章 国民健康保険運営協議会

第1節 諮問及び意見の提出

(諮問)

第1条 本市の国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があつたときは、審議して答申しなければならない。

(意見の提出)

第2条 協議会は、本市国民健康保険の運営について必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出することができる。

(答申及び意見の提出方法)

第3条 諮問に対する答申又は意見の提出は、文書をもつてしなければならない。

第2節 会議

(招集)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、協議会が設置されて最初に行われる会議又は会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合における会議においては、年長の委員が臨時に会議の議長の職務を行う。

第5条 協議会の招集は、委員に対する告知により行う。

2 前項の告知には、招集の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

第6条 会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合における協議会の招集は、市長が行う。

(委員の欠席届)

第7条 協議会に出席することができない事情がある委員は、開会時刻前に会長にその旨を届け出なければならない。

(会議の定足数)

第8条 協議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第9条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつてこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(会議)

第10条 協議会は、市長から諮問があつたとき、その他必要があると認めるときに開催するものとする。

第11条 協議会の委員7人以上の者から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

(関係職員等の出席)

第12条 協議会は、必要があると認めるときは関係職員等の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(会議録)

第13条 会長は、書記をして会議録を調整させなければならない。

2 会議録には、すべての議事の状況を記載しなければならない。

3 会議録には、議事のほか開会及び閉会の年月日、時間、出席委員の氏名その他議長が必要と認める事項を記載しなければならない。

4 会議録に署名すべき委員は、議長のほか委員2人とし、会議の始めに議長が会議

に諮つてこれを定める。

5 会議録は、会議終了後速やかに調整しなければならない。

(準用規定)

第14条 本章に規定するもののほか、協議会の開閉、議案の審議等の議事に関しては、本市の議会の会議の一般の例による。

第3節 会長及び会長職務代理者

(会長及び会長職務代理者の選挙)

第15条 協議会の会長及び会長職務代理者の選挙は、無記名投票をもつて行い、有効投票の最多数をもつて当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。

第16条 会長がその職務を辞したとき、又は委員を退職したとき、その他会長が欠けるに至つたときは、速やかに会長の選挙を行わなければならない。

(会長等の任期)

第17条 会長及び会長職務代理者の任期は、委員の任期による。

(会長の職務)

第18条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

第4節 書記

(書記)

第19条 協議会に書記若干人を置き、市職員の中から市長が任命する。

(書記の職務)

第20条 書記は、会長の命を受けて協議会の庶務をつかさどる。

第5節 雑則

(公印)

第21条 会長の公印及びその取扱いは、宇都宮市公印規則(昭和36年規則第38号)の定めるところによる。

(委員台帳の作成)

第22条 委員の任期、職、氏名、種別等は、宇都宮市国民健康保険運営協議会委員台帳に登載しておかななければならない。

(委任)

第23条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

議案第 1 号

宇都宮市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について
宇都宮市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者を選出する。

(提案の理由)

委員の一括改選に伴い、会長及び会長職務代理者を選出するもの。

【参考】国民健康保険運営協議会会長の選出方法

国民健康保険法施行令

(会長)

第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

宇都宮市国民健康保険規則

(会長及び会長職務代理者の選挙)

第 1 5 条 協議会の会長及び会長職務代理者の選挙は、無記名投票をもって行い、有効投票の最多数をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たって得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第 1 項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。

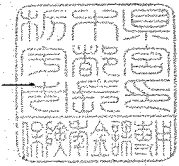
宮保年第1500号

平成25年8月1日

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会長 塚田 典功 様

宇都宮市長 佐藤 栄



国民健康保険税の税率の見直し等について（諮問）

標記について、宇都宮市国民健康保険規則（昭和34年規則第7号）
第1条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

国民健康保険の財政状況は、昨今の経済情勢などにより歳入の根幹を
なす国民健康保険税収入の低調が続いている一方、歳出においては、医
療費が年々増大しており、厳しい状況にあります。

このようなことから、今後、国民健康保険の安定的な事業運営を図る
ため、国民健康保険税の税率の見直しを含めた財政の健全化策について、
貴協議会の意見を求めます。

【歳出】

区分	予算現額(円)	決算見込額(円)	対予算現額割合	前年度決算額(円)	対前年度決算額割合	摘要
総務費	597,640,000	550,639,161	92.1%	540,731,439	101.8%	職員給与費, 一般事務費, 徴税費, 運営協議会費等
保険給付費	33,315,635,000	32,859,054,574	98.6%	31,775,834,466	103.4%	
療養給付費	29,147,184,000	28,722,793,766	98.5%	27,864,581,428	103.1%	医療処置, 手術などの治療に要する費用のうち, 被保険者の自己負担を除いた分を給付 1人当たり 207,595円
療養費	461,667,000	445,613,673	96.5%	455,608,578	97.8%	被保険者がいったん全額支払った医療費を, 後日申請により払い戻すもの 1人当たり 3,222円
審査支払手数料	115,033,000	115,032,597	100.0%	117,283,917	98.1%	診療報酬明細書(レセプト)審査及び医療費の支払業務委託料(国保連合会に委託)
高額療養費	3,284,883,000	3,271,414,068	99.6%	3,023,134,033	108.2%	1か月の医療費の自己負担が限度額を超えた場合, その超えた額を支給(自己負担限度額は所得に応じて異なり, 70歳未満の一般的な世帯では80,100円)
移送費	400,000	0	0.0%	0	-	被保険者が医師の指示により, 緊急で車などを利用した場合, その費用を支給
出産育児一時金	270,321,000	270,320,060	100.0%	280,597,990	96.3%	被保険者が出産した場合, 1人につき42万円を支給
支払手数料	147,000	130,410	88.7%	128,520	101.5%	出産育児一時金の直接支払制度(医療機関が保険者から出産育児一時金を受け取ることができる制度)に係る手数料
葬祭費	36,000,000	33,750,000	93.8%	34,500,000	97.8%	被保険者が死亡した場合, 1人につき5万円を支給
後期高齢者支援金等	6,824,109,000	6,823,702,398	100.0%	6,190,424,556	110.2%	後期高齢者医療制度への支援金 【対前年比 増の主な理由】被保険者一人当たりの負担額の増による後期高齢者支援金の増
前期高齢者納付金等	7,548,000	7,227,154	95.7%	18,337,580	39.4%	前期高齢者(65歳~74歳)に係る財政調整制度への納付金 【対前年比 減の主な理由】過年度分の精算による前期高齢者納付金の減
老人保健拠出金	494,000	299,227	60.6%	352,813	84.8%	旧老人保健制度への拠出金(老人保健制度は平成19年度で廃止となり, 以降は医療費の精算分と事務費分を拠出)
介護納付金	2,884,663,000	2,884,662,612	100.0%	2,695,892,477	107.0%	介護保険制度への納付金
共同事業拠出金	5,316,884,000	5,316,882,161	100.0%	5,102,214,761	104.2%	高額な医療費に備えて, 県内市町で実施している再保険制度への拠出金 ・高額医療費共同事業拠出金 : レセプト1件80万円を超える医療費を対象 ・保険財政共同安定化事業拠出金 : レセプト1件30万円を超える医療費を対象
保健事業費	240,524,000	218,888,800	91.0%	196,229,540	111.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査等事業費 <u>166,058,902円</u> <li style="padding-left: 20px;">個別健診 受診者数 9,685人 <li style="padding-left: 20px;">集団健診 13,213人 <li style="padding-left: 20px;">計 22,898人 ・健康づくり啓発活動費 <u>1,604,855円</u> <li style="padding-left: 20px;">健康づくり講演会 参加者数 860人 <li style="padding-left: 20px;">パンフレット作成等 ・人間ドック・脳ドック健診料金補助金 <u>27,530,000円</u> <li style="padding-left: 20px;">人間ドック補助 2,418件 <li style="padding-left: 20px;">脳ドック補助 335件 <li style="padding-left: 20px;">計 2,753件 【対前年比 増の主な理由】特定健康診査受診者数の増による特定健康診査等事業費の増 (平成23年度:21,981人 ⇒ 平成24年度:22,898人)
基金積立金	405,000	226,248	55.9%	370,388	61.1%	国民健康保険給付基金の預金利子の同基金への積立金
諸支出金	649,638,000	646,189,902	99.5%	463,543,924	139.4%	保険税還付金 72,762,100円 還付加算金 4,396,100円 過年度分国庫補助金返還金等 569,031,702円 (平成23年度療養給付費等負担金の精算分など) 【対前年比 増の主な理由】過年度分国庫補助金の返還金の増
予備費	3,000,000	0	0.0%	0	-	
計	49,840,540,000	49,307,772,237	98.9%	46,983,931,944	104.9%	

【歳入】

区 分	予 算 現 額 (円)	決 算 見 込 額 (円)	対 予 算 現 額 割 合	前 年 度 決 算 額 (円)	対 前 年 度 決 算 額 割 合	摘 要									
							調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	還 付 未 済 額 (円) (再掲)	不 納 欠 損 額 (円)	収 入 未 済 額 (円)	収 納 率 (%)	前 年 度 収 納 率 (%)	前 年 度 収 納 率 と の 差	
国民健康保険税	12,317,469,000	12,193,626,910	99.0%	12,212,148,072	99.8%										
							現年度分	12,997,808,948	11,043,090,375	6,581,669	21,974,900	1,939,325,342	84.91	84.37	0.54
							過年度分	4,318,835,242	1,150,536,535	1,783,715	744,367,300	2,425,715,122	26.60	26.01	0.59
							合 計	17,316,644,190	12,193,626,910	8,365,384	766,342,200	4,365,040,464	70.37	69.71	0.66
一部負担金	4,000	0	0.0%	0	-	徴収猶予した一部負担金を収入									
国庫支出金	11,218,899,000	12,444,264,977	110.9%	12,043,612,278	103.3%										
療養給付費等負担金	9,011,375,000	9,285,913,333	103.0%	9,472,268,239	98.0%	一般被保険者の保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金等の32%(平成23年度までは34%) ・保険給付費分 6,297,233,893 円 ・後期高齢者支援金分 2,066,749,275 円 ・介護納付金分 921,930,165 円									
財政調整交付金	1,904,496,000	2,860,669,000	150.2%	2,278,870,000	125.5%	市町村間の国保財政力の不均衡を調整するための交付金。一般被保険者の保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金等の9% 【対予算比、対前年比 増の主な理由】 震災の被災地の医療費に対する財政支援(特別調整交付金)が臨時的に行われたことに伴う増 (+696,862,000円)									
高額医療費共同事業負担金	259,248,000	259,248,644	100.0%	229,510,039	113.0%	高額医療費共同事業拠出金に対する国からの負担金。拠出額の1/4 【対前年比 増の主な理由】高額医療費共同事業拠出金の増 (平成23年度:918,040,158円 ⇒ 平成24年度:1,036,994,577円)									
特定健康診査・特定保健指導負担金	41,482,000	36,296,000	87.5%	36,359,000	99.8%	特定健康診査・特定保健指導事業費に対する国からの負担金。健診費用の1/3 【対予算比 減の主な理由】特定健康診査の受診者数が見込みを下回ったことによる減 (見込み:24,000人 ⇒ 実績:22,898人) ※前年度実績:21,981人									
出産育児一時金補助金	600,000	440,000	73.3%	7,830,000	5.6%	平成21年10月から出産育児一時金を4万円引き上げたこと(38万円→42万円)に伴う補助金(平成23年度出産分で廃止)。平成23年度出産分は引き上げ分の1/4が国から補助金として交付(平成23年度収入分は、平成23年4月～平成24年3月出産請求分。平成24年度収入分は、平成24年4月出産請求分のみ) 【対予算比 減の主な理由】出産育児一時金の支給見込み件数の減(見込み:60件 ⇒ 実績:44件分) 【対前年比 減の主な理由】補助対象月数の減(平成23年度:12か月 ⇒ 平成24年度:1か月)									
災害臨時特例補助金	1,698,000	1,698,000	100.0%	18,775,000	9.0%	東日本大震災の被災に伴う、保険税の減免及び一部負担金等の免除措置に対する国からの補助金。平成23年度創設。 【対前年比 減の主な理由】補助対象の変更による減 (平成23年度:「原発事故に伴う警戒区域等の住民」及び「住宅が全半壊等した住民」 ⇒ 平成24年度:「原発事故に伴う警戒区域等の住民」のみ)									
療養給付費等交付金	2,420,014,000	2,675,634,896	110.6%	2,537,429,947	105.4%	退職被保険者の保険給付費から退職被保険者の税込額を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付 【対予算比 増の主な理由】過年度精算分における追加交付に伴う増									
前期高齢者交付金	10,535,587,000	10,535,587,825	100.0%	9,290,596,173	113.4%	前期高齢者(65歳～74歳)の各保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため、社会保険診療報酬支払基金から交付 【対前年比 増の主な理由】本市における前期高齢者加入率の増 (平成23年度:28.5% ⇒ 平成24年度:30.2%)									

【歳入（つづき）】

区 分	予算現額(円)	決算見込額(円)	対予算現額割合	前年度決算額(円)	対前年度決算額割合	摘 要																												
県 支 出 金	2,773,525,000	2,745,325,644	99.0%	2,097,838,039	130.9%																													
財 政 調 整 交 付 金	2,472,795,000	2,449,781,000	99.1%	1,831,969,000	133.7%	市町村間の国保財政力の不均衡を調整するための交付金。一般被保険者の保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金等の9%(平成23年度までは7%) 【対前年比 増の主な理由】補助率の増(平成23年度:7% ⇒ 平成24年度:9%)																												
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	259,248,000	259,248,644	100.0%	229,510,039	113.0%	高額医療費共同事業拠出金に対する県からの負担金。拠出額の1/4 【対前年比 増の主な理由】高額医療費共同事業拠出金の増 (平成23年度:918,040,158円 ⇒ 平成24年度:1,036,994,577円)																												
特定健康診査・特定保健指導負担金	41,482,000	36,296,000	87.5%	36,359,000	99.8%	特定健康診査・特定保健指導事業費に対する県からの負担金。健診費用の1/3 【対予算比 減の主な理由】特定健康診査の受診者数が見込みを下回ったことによる減 (見込み:24,000人 ⇒ 実績:22,898人) ※前年度実績:21,981人																												
共 同 事 業 交 付 金	5,207,477,000	5,212,111,792	100.1%	4,939,229,671	105.5%	高額な医療費に備えて、県内市町で実施している再保険制度からの交付金 ・高額医療費共同事業交付金 : レセプト1件80万円を超える医療費を対象 ・保険財政共同安定化事業交付金 : レセプト1件30万円を超える医療費を対象																												
財 産 収 入	405,000	226,248	55.9%	370,388	61.1%	国民健康保険給付基金の預金利子																												
繰 入 金	5,218,305,000	3,321,125,715	63.6%	3,690,053,519	90.0%																													
基 盤 安 定 繰 入 金	1,648,290,000	1,648,289,715	100.0%	1,616,840,519	101.9%	一般被保険者に係る保険税軽減に対する補填(県3/4, 市1/4)+保険者支援分(国1/2, 県1/4, 市1/4)																												
一 般 会 計 繰 入 金	3,559,445,000	1,662,266,000	46.7%	2,073,213,000	80.2%	法定の繰入及び法定外の繰入 【対予算比 減の主な理由】給付費の減, 及び, 特別調整交付金(国)の増に伴う法定外の繰入の減 【対前年比 減の主な理由】特別調整交付金(国)の増に伴う法定外の繰入の減 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">繰 入 内 容</th> <th>決算見込額(円)</th> <th>前年度決算額(円)</th> <th>対前年比(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の繰入</td> <td>職員給与費, その他一般事務費等</td> <td>1,011,590,000</td> <td>958,376,000</td> <td>53,214,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法定外の繰入</td> <td>医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等</td> <td>243,409,000</td> <td>146,981,000</td> <td>96,428,000</td> </tr> <tr> <td>平成22年度からの新たな基準による繰入 (特定健康診査・特定保健指導, 失業者の保険税軽減, 無所得者支援分等)</td> <td>407,267,000</td> <td>967,856,000</td> <td>△ 560,589,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>1,662,266,000</td> <td>2,073,213,000</td> <td>△ 410,947,000</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>【参考】震災の被災地の医療費に対する臨時的な財政支援(特別調整交付金(国)696,862,000円)がなかった場合の合計額</td> <td>2,359,128,000</td> <td>2,073,213,000</td> <td>285,915,000</td> </tr> </table>	繰 入 内 容		決算見込額(円)	前年度決算額(円)	対前年比(円)	法定の繰入	職員給与費, その他一般事務費等	1,011,590,000	958,376,000	53,214,000	法定外の繰入	医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等	243,409,000	146,981,000	96,428,000	平成22年度からの新たな基準による繰入 (特定健康診査・特定保健指導, 失業者の保険税軽減, 無所得者支援分等)	407,267,000	967,856,000	△ 560,589,000	合 計		1,662,266,000	2,073,213,000	△ 410,947,000	【参考】震災の被災地の医療費に対する臨時的な財政支援(特別調整交付金(国)696,862,000円)がなかった場合の合計額	2,359,128,000	2,073,213,000	285,915,000
繰 入 内 容		決算見込額(円)	前年度決算額(円)	対前年比(円)																														
法定の繰入	職員給与費, その他一般事務費等	1,011,590,000	958,376,000	53,214,000																														
法定外の繰入	医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等	243,409,000	146,981,000	96,428,000																														
	平成22年度からの新たな基準による繰入 (特定健康診査・特定保健指導, 失業者の保険税軽減, 無所得者支援分等)	407,267,000	967,856,000	△ 560,589,000																														
合 計		1,662,266,000	2,073,213,000	△ 410,947,000																														
【参考】震災の被災地の医療費に対する臨時的な財政支援(特別調整交付金(国)696,862,000円)がなかった場合の合計額	2,359,128,000	2,073,213,000	285,915,000																															
基 金 繰 入 金	10,570,000	10,570,000	100.0%	0	皆増	国民健康保険給付基金からの繰入(取崩) 【対前年比 増の主な理由】国民健康保険税収の一部を過年度保険税還付金に充てたことにより, 保険給付費の財源不足が生じたため, 取崩を行ったことに伴う皆増																												
繰 越 金	6,858,000	6,857,972	100.0%	6,946,320	98.7%	前年度からの繰越金																												
諸 収 入	141,997,000	176,604,944	124.4%	172,565,509	102.3%	延滞金, 徴収金収入等 【対予算比 増の主な理由】延滞金収入の増																												
計	49,840,540,000	49,311,366,923	98.9%	46,990,789,916	104.9%																													

	決算見込額	前年度決算額
歳 入 額	49,311,366,923 円	46,990,789,916 円
歳 出 額	49,307,772,237 円	46,983,931,944 円
差 引 額	3,594,686 円 (次年度へ繰越)	6,857,972 円 (次年度へ繰越)

報告第2号

国保財政健全化に向けた平成25年度の主な取組について

1 保険税収納率の向上

施策	平成24年度実績	平成25年度の主な取組																		
(1) 口座振替の加入促進	<ul style="list-style-type: none"> 納付書発送時に口座振替申込書等を同封 ペイジー口座振替受付サービスの実施 口座振替利用促進を図るための動画を作成し、インターネット上で公開 口座振替加入キャンペーンを実施 新規加入件数【目標：2,800件】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>うち、ペイジー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>2,913件</td> <td>468件</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>2,277件</td> <td>329件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	うち、ペイジー	24	2,913件	468件	23	2,277件	329件	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替加入キャンペーンの実施（7月～8月） 新規加入者に宇都宮の特産品を抽選で贈呈し、加入を促進する。 ペイジー口座振替受付サービスの活用 <u>本庁窓口に加え、出先機関に出向いて勧奨する。</u> <u>地域自治センター（2か所）、地区市民センター（11か所）</u> <u>国保加入手続き時の窓口などにおける勧奨の強化</u> <u>本庁窓口で国保加入者に対し、口座振替申込用紙を交付し、積極的に口座振替を案内する。</u> 納税催告センター文書催告時における口座振替勧奨チラシの同封 【目標】新規加入 3,000件									
年度	件数	うち、ペイジー																		
24	2,913件	468件																		
23	2,277件	329件																		
(2) 納税催告センターの活用 (現年度滞納者対象)	<ul style="list-style-type: none"> 電話催告 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>うち接触</th> <th>接触率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>7,910件</td> <td>4,094件</td> <td>51.8%</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>7,317件</td> <td>3,411件</td> <td>46.6%</td> </tr> </tbody> </table> 電話番号判明者 文書催告 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>8,526件</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>7,418件</td> </tr> </tbody> </table> 電話催告の不在者及び電話番号不明者 	年度	件数	うち接触	接触率	24	7,910件	4,094件	51.8%	23	7,317件	3,411件	46.6%	年度	件数	24	8,526件	23	7,418件	<ul style="list-style-type: none"> <u>納税催告センターの電話催告時間帯の見直し</u> <u>平日夜間電話催告（12時～20時）を週2回から平日毎日に拡充する。</u> (休日電話催告（9～17時）はこれまで同様2回/月) 文書催告の実施 督促状発送の翌月に電話催告を行い、連絡がつかなかった滞納者に対しては、同月中に文書催告まで行う。 出納整理期間における電話・文書催告の強化（4月～5月） 催告対象を現年度全滞納者に拡大して催告を実施する。
年度	件数	うち接触	接触率																	
24	7,910件	4,094件	51.8%																	
23	7,317件	3,411件	46.6%																	
年度	件数																			
24	8,526件																			
23	7,418件																			

施策	平成24年度実績	平成25年度の主な取組													
(3) 徴収嘱託員の活用	<ul style="list-style-type: none"> 徴収金額 【目標：現年度徴収額 145,700 千円】 <table border="1" data-bbox="517 316 907 563"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">24</td> <td>現年度</td> <td>128,658 千円</td> </tr> <tr> <td>過年度</td> <td>287,407 千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">23</td> <td>現年度</td> <td>133,528 千円</td> </tr> <tr> <td>過年度</td> <td>303,421 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>徴収嘱託員は現在30名配置され、国保税、市県民税、固定資産税などの市税を徴収している。</p> 	年度	区分	金額	24	現年度	128,658 千円	過年度	287,407 千円	23	現年度	133,528 千円	過年度	303,421 千円	<ul style="list-style-type: none"> 嘱託員による現年度滞納への早期着手 引き続き、現年度滞納者に対する嘱託員臨戸訪問を実施する。 【目標】現年度徴収額 135,000 千円
年度	区分	金額													
24	現年度	128,658 千円													
	過年度	287,407 千円													
23	現年度	133,528 千円													
	過年度	303,421 千円													
(4) 職員による電話催告 (現年度滞納者対象)	<ul style="list-style-type: none"> 電話催告 <table border="1" data-bbox="517 759 1088 1003"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>5,430 件 (うち 1,421 件)</td> <td>336,080 千円 (うち 73,804 千円)</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>5,001 件 (うち 1,193 件)</td> <td>361,259 千円 (うち 102,378 千円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内は、納付約束又は納付指導</p> 	年度	件数	金額	24	5,430 件 (うち 1,421 件)	336,080 千円 (うち 73,804 千円)	23	5,001 件 (うち 1,193 件)	361,259 千円 (うち 102,378 千円)	<ul style="list-style-type: none"> 電話催告の強化 高額・長期滞納案件など納税催告センターや徴収嘱託員では対応が困難な滞納者に対して、職員による電話催告を継続的に実施する。 <u>実施月数を6か月とする。(前年度は4か月)</u> (4月, 5月, 10月, 12月, 1月, 2月) 				
年度	件数	金額													
24	5,430 件 (うち 1,421 件)	336,080 千円 (うち 73,804 千円)													
23	5,001 件 (うち 1,193 件)	361,259 千円 (うち 102,378 千円)													
(5) 臨戸訪問(職員)	<ul style="list-style-type: none"> 職員(部内支援や全庁支援含む)による臨戸訪問の実施 【目標：徴収金額 3,000 千円】 <table border="1" data-bbox="517 1198 1077 1348"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>徴収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>763 件</td> <td>2,263 千円</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>727 件</td> <td>2,170 千円</td> </tr> </tbody> </table> 	年度	件数	徴収金額	24	763 件	2,263 千円	23	727 件	2,170 千円	<ul style="list-style-type: none"> 職員による訪問納税指導、生活実態調査の拡充 <u>預金調査時の訪問など、平日臨戸訪問の拡充を図る。</u> 全庁支援、部内支援での休日臨戸訪問の実施 12月, 2月 【目標】訪問件数 900 件 				
年度	件数	徴収金額													
24	763 件	2,263 千円													
23	727 件	2,170 千円													

施策	平成24年度実績	平成25年度の主な取組												
(6) 文書催告（職員）	<p>・現年度，過年度滞納者に対するカラー催告の実施【目標：16,000件】</p> <table border="1" data-bbox="517 316 860 464"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>13,279件</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>14,102件</td> </tr> </tbody> </table> <p>カラー催告：特別催告書，差押予告書等</p>	年度	件数	24	13,279件	23	14,102件	<p>・効果的な催告の実施 所得状況，生活状況，滞納状況等を踏まえ，段階的に文面が強くなるカラー催告（青・黄・赤）を実施する。 【目標】カラー催告送付件数 16,000件</p> <p>・現年度滞納者への早期着手 現年度の滞納繰越を防止するため，カラー催告を早期に実施する。</p>						
年度	件数													
24	13,279件													
23	14,102件													
(7) 差押の強化	<p>・預貯金，生命保険，不動産，自動車の差押</p> <p>差押件数・収納額</p> <table border="1" data-bbox="517 703 1084 852"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>うち債権</th> <th>収納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>451件</td> <td>354件</td> <td>65,035千円</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>297件</td> <td>222件</td> <td>45,750千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>債権：預貯金，生命保険，給与など</p>	年度	件数	うち債権	収納額	24	451件	354件	65,035千円	23	297件	222件	45,750千円	<p>・財産調査の徹底 高額滞納者や長期滞納者などで，納付や相談が無い滞納者に対し，預貯金・生命保険・給与・自動車など，財産調査を徹底的に行う。</p> <p>・給与差押の強化 納付資力がありながら，再三の催告にも係わらず納付や相談が無い滞納者には，引き続き差押を執行する。 差押の執行にあたっては，効果の高い預貯金など債権類を中心に行うこととし，特に，給与については，これまで以上に支払先への照会を強化するなど，重点的に取組む。</p>
年度	件数	うち債権	収納額											
24	451件	354件	65,035千円											
23	297件	222件	45,750千円											
(8) 特別収納対策室との連携	<p>・差押件数，収納額</p> <table border="1" data-bbox="517 1091 1084 1240"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>うち債権</th> <th>収納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>96件</td> <td>92件</td> <td>33,080千円</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>146件</td> <td>117件</td> <td>25,977千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>移管対象：1年以上かつ50万円以上滞納</p>	年度	件数	うち債権	収納額	24	96件	92件	33,080千円	23	146件	117件	25,977千円	<p>・連携強化による効果的な滞納処分 定期的に進捗状況について情報交換するとともに，困難と思われる案件には共同で対応するなど，引き続き緊密な連携により差押の効率化・強化を図る。</p>
年度	件数	うち債権	収納額											
24	96件	92件	33,080千円											
23	146件	117件	25,977千円											

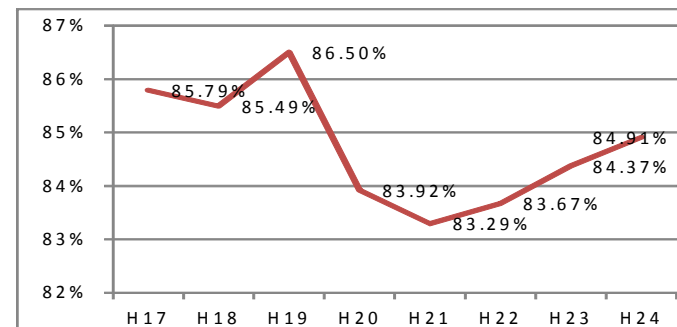
施策	平成24年度実績	平成25年度の主な取組									
(9) 資格の適正化 (二重資格者の解消等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当者への届出勧奨通知 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>401人</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>851人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	24	401人	23	851人	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>二重資格者への届出勧奨の強化，解消</u> 新たに、「ねんきんネット」を活用し，国保と社保の二重資格者に届出勧奨を行う。 ・ 啓発ちらしの配布 ハローワーク，年金事務所，全国健康保険協会などに配布する。 ・ <u>居所不明調査の強化による居所不明者の解消</u> 現地調査等の強化，職権による資格喪失処理の積極的取組を行う。 			
年度	件数										
24	401人										
23	851人										
(10) 資格証明書・短期被保険者証の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>資格証明書</th> <th>短期被保険者証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>3,876件</td> <td>2,793件</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>3,950件</td> <td>2,897件</td> </tr> </tbody> </table> <p>各年10月1日現在</p>	年度	資格証明書	短期被保険者証	24	3,876件	2,793件	23	3,950件	2,897件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な短期被保険者証の交付 納付相談を通して，生活状況などを把握し，適切に短期被保険者証（有効期間1か月，6か月）を交付する。 ・ 長期資格証明書該当世帯に対する催告の実施，及び，相談業務の強化 資格証明書該当者（医療機関窓口での自己負担10割）に対しては資格証明書の更新予告通知やカラー催告を行うとともに，<u>臨戸訪問により納税相談の機会確保と生活実態の把握に努める。</u> また，納付相談に応じない長期・高額滞納者に対しては，差押など滞納処分を実施する。
年度	資格証明書	短期被保険者証									
24	3,876件	2,793件									
23	3,950件	2,897件									

現年度収納率の目標

平成25年度 86.50%

現年度収納率の推移

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
85.79%	85.49%	86.50%	83.92%	83.29%	83.67%	84.37%	84.91%



* 平成20年度に75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行し，収納率が低下。

* 収納率向上策等により，平成22年度以降は毎年，前年度の収納率を上回っている。

2 医療費の適正化・保健事業の充実

施策	平成24年度実績	平成25年度の主な取組																																																			
(1) ジェネリック医薬品の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品差額通知の送付 (年3回 8月, 11月, 2月 合計 11,730件, 3,910件/回) 「お願いカード」と「啓発ちらし」の送付 保険証更新時に全被保険者へ送付 	<ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品差額通知の送付(年4回 5月, 8月, 11月, 2月) 院外処方された医薬品について, ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額情報を通知することで, ジェネリック医薬品の普及を図る。 ジェネリック医薬品差額通知の効果検証(～8月) 差額通知の方法等に反映 国保新規加入者への「お願いカード」と「啓発ちらし」の配付 																																																			
(2) 特定健康診査・特定保健指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査受診状況(24年度目標 65%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対象者数</th> <th>受診者数</th> <th>受診率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>87,357人</td> <td>22,082人</td> <td>25.3%</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>86,675人</td> <td>19,970人</td> <td>23.0%</td> </tr> </tbody> </table> 特定保健指導利用状況(24年度目標 45%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対象者数</th> <th>利用者数</th> <th>実施率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>2,495人</td> <td>107人</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>2,269人</td> <td>148人</td> <td>6.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>23年度は確定値 24年度は25年6月末現在(確定は11月)</p> 未受診者への受診勧奨状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>電話</th> <th>文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>12,815件</td> <td>48,015件</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>16,836件</td> <td>6,892件</td> </tr> </tbody> </table> <p>23年度は22年度未受診者への受診勧奨 24年度は20年度から23年度未受診者への受診勧奨</p> 	年度	対象者数	受診者数	受診率	24	87,357人	22,082人	25.3%	23	86,675人	19,970人	23.0%	年度	対象者数	利用者数	実施率	24	2,495人	107人	4.3%	23	2,269人	148人	6.5%	年度	電話	文書	24	12,815件	48,015件	23	16,836件	6,892件	<p>宇都宮市特定健康診査等実施計画(第2期 平成25年度～平成29年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健康診査目標受診率</td> <td>30%</td> <td>40%</td> <td>50%</td> <td>55%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導目標実施率</td> <td>30%</td> <td>40%</td> <td>50%</td> <td>55%</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>国の2期計画における市町村国保の平成29年度目標値 特定健康診査受診率60% 特定保健指導実施率60%</p> <p>特定健康診査(平成25年度目標受診率 30%) 未受診者対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診促進キャンペーン(健康グッズ等を抽選で贈呈) 広報うつのみや, 国保だよりでの周知 啓発ちらしの新聞折込(8月) 未受診者への案内ハガキによる受診勧奨(9月) 保健師等の戸別訪問による受診勧奨【健診サポート事業】 <p>受診機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 早朝健診の実施 年2回(7,9月 午前7時～ 各定員50名) 夜間健診の実施 年1回(8月 午後6時～ 定員50名) 全国健康保険協会との合同健診(特定健康診査・がん検診) 年4回(9,11,12,2月 定員50名) 		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	特定健康診査目標受診率	30%	40%	50%	55%	60%	特定保健指導目標実施率	30%	40%	50%	55%	60%
年度	対象者数	受診者数	受診率																																																		
24	87,357人	22,082人	25.3%																																																		
23	86,675人	19,970人	23.0%																																																		
年度	対象者数	利用者数	実施率																																																		
24	2,495人	107人	4.3%																																																		
23	2,269人	148人	6.5%																																																		
年度	電話	文書																																																			
24	12,815件	48,015件																																																			
23	16,836件	6,892件																																																			
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度																																																
特定健康診査目標受診率	30%	40%	50%	55%	60%																																																
特定保健指導目標実施率	30%	40%	50%	55%	60%																																																

施策	平成 2 4 年度実績	平成 2 5 年度の主な取組
		<p>・ 出前健診の見直し 実施方法・周知対象者の見直しを行う 20 名以上のグループ等の要請により，指定の場所に出向いて 健診を実施するもの</p> <p>特定保健指導（平成 25 年度目標実施率 30%） 特定保健指導の早期着手</p> <p>・ <u>利用券の即時発行</u> 特定健康診査の結果，特定保健指導の対象となった者に発行する利用 券について，発行に要する期間を，これまでの健診結果通知後 3 か月 程度から，即時発行（特定健診結果と同時発行）に短縮した。</p> <p>実施環境の整備</p> <p>・ <u>特定保健指導機関の拡充</u> 平成 2 4 年度まで：8 機関（動機づけ支援・積極的支援） <u>8 4 機関に拡大</u> ・ 1 8 機関（動機づけ支援・積極的支援） ・ 6 6 機関（動機づけ支援のみ） 特定健康診査結果伝達と同時に特定保健指導着手が可能に</p> <p>・ <u>保健師等の戸別訪問による保健指導（動機づけ支援対象者） 及び利用勧奨（積極的支援対象者）【健診サポート事業】</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【健診サポート事業】 保健師 1 名，管理栄養士 3 名（非常勤嘱託職員）体制で，対象者宅 への訪問により受診勧奨を行うとともに，動機付け支援対象者に は，その場で特定保健指導を実施するもの 平成 2 5 年度国民健康保険調整交付金（保健事業分）活用事業</p> </div>

施策	平成24年度実績	平成25年度の主な取組												
(3) 人間ドック・ 脳ドックの推進	<ul style="list-style-type: none"> 受診者数 <table border="1" data-bbox="510 264 1068 413"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人間ドック</th> <th>脳ドック</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>2,418人</td> <td>335人</td> <td>2,753人</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>2,175人</td> <td>276人</td> <td>2,451人</td> </tr> </tbody> </table> 助成額 10,000円 (人間ドックと特定健診を同時受診する場合は15,586円) 	年度	人間ドック	脳ドック	合計	24	2,418人	335人	2,753人	23	2,175人	276人	2,451人	<ul style="list-style-type: none"> 広報うつのみや、国保だより等での周知 【目標】受診者数 2,800人
年度	人間ドック	脳ドック	合計											
24	2,418人	335人	2,753人											
23	2,175人	276人	2,451人											
(4) 健康づくり支援事業 の推進	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり講演会を実施 (全国健康保険協会との共催) 日時 平成25年1月26日(土)午後6時～ 場所 宇都宮市文化会館 大ホール 講師 向井 亜紀(タレント) 入場者数 860人 	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり講演会を実施(全国健康保険協会との共催) テーマ「おいしく食べて、笑って、健康に」 〔11月24日(日)午後1時20分～とちぎ健康の森 講堂で開催予定〕 講師：第1部 タニタの管理栄養士 第2部 立川らく朝(落語家・医師) 「宇都宮市地域・職域連携推進協議会」事業の活用 <div data-bbox="1144 850 2040 995" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 宇都宮市地域・職域連携推進協議会(平成25年度から設置) 地域・職域の関係機関が連携し、「第2次健康うつのみや21」の推進に寄与する事業・取組を実施する </div> 												
(5) レセプト点検の強化	<ul style="list-style-type: none"> レセプト点検 <table border="1" data-bbox="510 1142 1068 1342"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総点検 件数(件)</th> <th>過誤調整 件数(件)</th> <th>財政効果 額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>1,999,194</td> <td>19,313</td> <td>225,660</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>1,941,320</td> <td>23,513</td> <td>244,508</td> </tr> </tbody> </table> 	年度	総点検 件数(件)	過誤調整 件数(件)	財政効果 額(千円)	24	1,999,194	19,313	225,660	23	1,941,320	23,513	244,508	<ul style="list-style-type: none"> 療養費レセプト(柔道整復師、はり、きゅう、マッサージなど)の点検強化 【目標】総点検件数 2,000,000件、財政効果金額 250,000千円 重複頻回受診等、問題受診行動者への保健指導等の実施 <u>レセプト情報を活用し、重複頻回受診者(同一疾病で複数の医療機関を同一月に複数回受診するもの)に対する保健指導を実施する。</u>
年度	総点検 件数(件)	過誤調整 件数(件)	財政効果 額(千円)											
24	1,999,194	19,313	225,660											
23	1,941,320	23,513	244,508											

1人当たり医療費増加率（対前年度比）の目標

平成25年度 2.25%

1人当たり医療費と対前年度比増加率の推移

（単位：円）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1人当り医療費	233,243	233,564	248,474	258,265	263,787	272,419	279,059	288,941
対前年度比	5.67%	3.69%	6.41%	3.94%	2.14%	3.27%	2.44%	3.54%

1人当たり医療費の増加要因

- ・ 被保険者の高齢化（参考参照）
- ・ 医療技術の高度化
- ・ 診療報酬の改定（偶数年に実施され、平成20年度以降の本体改定はすべてプラス改定）

参考 被保険者の高齢化による医療費の増加

被保険者の年齢構成

（単位：人）

	23年度	24年度	比較増減	増減率	
被 保 険 者 全 体	139,278	138,393	885	0.64%	
一般被保険者	64歳以下	90,222	86,998	3,224	3.57%
	前期高齢者（65～74歳）	41,111	42,955	1,844	4.49%
退職被保険者（主に60～64歳）	7,945	8,440	495	6.23%	

被保険者の年齢構成ごとの1人当たり医療費

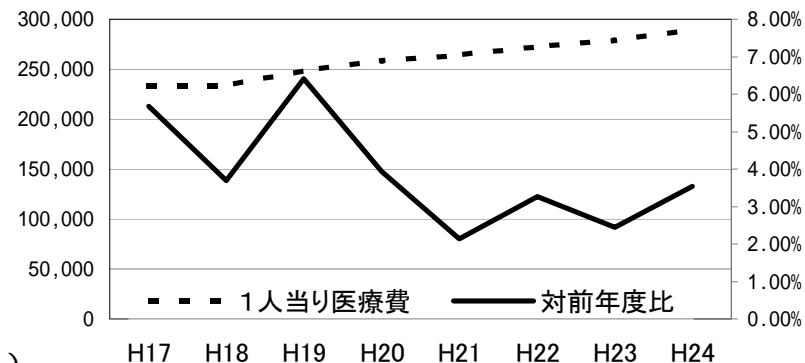
（単位：円）

	23年度	24年度	比較増減	増減率	
被 保 険 者 全 体	279,059	288,941	9,882	3.54%	
一般被保険者	64歳以下	192,543	195,675	3,132	1.63%
	前期高齢者（65～74歳）	448,917	462,647	13,730	3.06%
退職被保険者（主に60～64歳）	382,939	366,238	16,701	4.36%	

年間医療費

（単位：千円）

	23年度	24年度	比較増減	増減率	
被 保 険 者 全 体	38,869,534	39,987,416	1,117,882	2.88%	
一般被保険者	64歳以下	17,371,654	17,023,384	348,270	2.00%
	前期高齢者（65～74歳）	18,455,431	19,872,982	1,417,551	7.68%
退職被保険者（主に60～64歳）	3,042,450	3,091,050	48,600	1.60%	



構成比

	23年度	24年度
被 保 険 者 全 体	100.00%	100.00%
一般被保険者	64.78%	62.86%
退職被保険者	29.52%	31.04%
64歳以下	5.70%	6.10%

【説明】

被保険者総数は885名減少したが、団塊の世代の加入により前期高齢者は1,844人増加している。

1人当たり医療費は64歳以下の195千円に対して、前期高齢者は462千円と約2.4倍であり、また増加率も3.06%と大きい。なお、64歳以下の1人当たり医療費増加率は1.63%に留まっている。

年間医療費は、前期高齢者について、被保険者数の増加と1人当たり医療費の増加により14億円余増加しており、被保険者数の減による64歳以下の減少分3億円余を差し引いても、年間医療費全体では11億円余の増となった。

構成比

	23年度	24年度
被 保 険 者 全 体	100.00%	100.00%
一般被保険者	44.69%	42.57%
退職被保険者	47.48%	49.70%
64歳以下	7.83%	7.73%

報告第3号

平成25年度国民健康保険税の賦課状況について

1 税率と課税限度額

	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分 (40歳以上65歳未満)	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
所得割	6.00%		2.35%		2.05%	
均等割	23,300円		8,200円		8,200円	
平等割	20,000円		7,000円		6,900円	
課税限度額	510,000円		140,000円		120,000円	

平成24年度から25年度にかけて、税率、課税限度額とも改定なし。

2 当初賦課の状況(全体分)

		24年度	25年度	増減
世帯数		80,563世帯	80,255世帯	308世帯
被保険者数		139,645人	138,082人	1,563人
応能 49.4%	所得割	7,083,729千円	7,187,213千円	103,484千円
	均等割	4,798,461千円	4,735,409千円	63,052千円
応益 50.6%	平等割	2,442,873千円	2,427,553千円	15,320千円
	賦課額計A (++)	14,325,063千円	14,350,175千円	25,112千円
軽減額B		1,321,665千円	1,308,212千円	13,453千円
課税額(A-B)		13,003,398千円	13,041,963千円	38,565千円
1世帯当り課税額		161,407円	162,507円	1,100円
1人当り課税額		93,118円	94,451円	1,333円

応能・応益割合は、医療保険分の一般被保険者分の割合

世帯数・被保険者数ともわずかに減少の傾向にあり、均等割・平等割賦課額が減少したが、東日本大震災後の経済状況の持ち直しを背景に所得割賦課額はやや増加。このため、1世帯当り・1人当り課税額が微増。

3 軽減額(均等割額・平等割額)の内訳

	24年度		25年度	
	世帯	金額	世帯	金額
7割軽減	17,934世帯	972,918千円	17,881世帯	959,153千円
5割軽減	3,278世帯	182,084千円	3,279世帯	181,784千円
2割軽減	9,201世帯	166,663千円	9,360世帯	167,275千円
合計 (対全体比)	30,413世帯 (37.8%)	1,321,665千円 (9.2%)	30,520世帯 (38.0%)	1,308,212千円 (9.1%)

軽減世帯数は全体ではやや増加しているが、7割軽減の減少により、軽減額の合計額は微減。

平成25年度国民健康保険運営協議会の開催予定

今年度の会議開催予定は下表のとおりです。

第4回目以降につきましては、あらためて開催通知をお送りいたします。

回数	日程	時間	会場
第1回	8月1日(木)	午後4時30分) 午後6時頃	市役所本庁舎 14階 14A会議室
第2回	8月29日(木)		市役所本庁舎 14階 14A会議室
第3回	9月26日(木)		市総合福祉センター 4階 視聴覚室 (1)
第4回	10月10日(木)		調整中
第5回	10月31日(木)		
第6回	11月14日(木)		
第7回	2月20日(木)		

1 市総合福祉センター

住所：宇都宮市中央1丁目1番15号

電話：028 634 2941

